



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2023.4月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス

代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]

所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号

お問い合わせ/TEL: 03-6265-1686 FAX: 03-6265-1132

ホームページ/https://legalplus.jp/

労働基準法改正について

今回は、令和5年4月の労働基準法改正について取り上げます。

Q

残業代の割増賃金率が変わるということですが、具体的にどう変わるのでしょうか

A これは、1ヶ月60時間を超える法定時間外労働に対する割増率が、25%から50%に引き上げられるというものです。割増部分が2倍になり、残業時間が多い企業にとっては、支払金額の増額は避けられません。

なお、この規制は、大企業では平成22年から適用されていましたが、中小企業では適用が猶予されていたものです。

Q

絶対に割増賃金を支払わないといけないのでしょうか

A 当然支払義務があります。しかし、例外として代替手段が設けられています。

法定時間外労働が60時間を超えた場合に、その超える分の割増賃金の一部の支払いに代えて、相当の休暇を与える事により割増賃金の支払いを免れることができます。

Q

代替休暇の導入はどのようにしたら良いのでしょうか

A 代替休暇の制度を導入するには、労使協定の締結が必要です。具体的には、代替休暇の時間数の具体的な算定方法、代替休暇の単位、代替休暇を与える事ができる期間、代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日を定め、労使協定を締結しなければなりません。

代替休暇の時間数は、(1ヶ月の法定時間外労働時間数-60時間)×換算率で算定されます。換算率は基本0.25です。代替休暇の単位は、1日、半日、1日または半日のいずれかで与えることとされています。また、働き過ぎたために休ませる、という観点の制度であるため、代替休暇は、時間外労働をした月から

2ヶ月の間に与えなければいけないとされています。なお、代替休暇として与えることができる時間数が代替休暇の単位に達しない場合でも、時間単位の年次有給休暇と合わせることで、1日または半日の休暇を与えることもできます。

このように、代替休暇は割増賃金支払義務を免れるには有用な制度ですが、代替休暇を与えた場合でも、通常の割増し部分については、25%以上の割増率による賃金支払いをしなければなりませんのでお気をつけください。

長時間労働は避けるべきというのは基本です。割増賃金の支払いよりは、しっかりと代替休暇を与えて従業員に元気に長く働いてもらうことが良いと思いますが、そもそも月60時間以上の残業が生じないようにすることが最も大切、といえるかもしれません。

Q

給与デジタル払いとはなんですか

A 給与の一部を電子マネーや任意のスマホ決済アプリで支払うことです。

キャッシュレス決済の普及にともない、導入されることになりました。企業にとってはシステム変更等の手間があり、なかなかすぐ導入ということにはならないでしょうが、従業員数が多い場合に振込手数料の節約効果がそれなりに見込まれるなど、メリットもあります。今後さらに利便性が高まれば、より利用しやすくなる制度かもしれません。



【成田法律事務所】

所属弁護士: 宮崎 寛之(みやざき ひろゆき)

プロフィール

中央大学法学部法律学科卒業、中央大学法科大学院修了後、弁護士登録(千葉県弁護士会)。日弁連裁判官制度改革・地域司法計画推進本部委員。平成29年度千葉県弁護士会常議員。主に、交通事故、労災事故、相続、離婚・不貞問題、中小企業法務(労務問題)を中心に活動を行うと共に、千葉県経営者協会労務法制委員会等の講演の講師も務める。

顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、**交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務**などの法律問題について、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

(オンライン対応)セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強化、ハラスメントの予防・体制作りといった点に意識を持たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざまな問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、研修を通じてコンプライアンス意識の向上や、労務管理のレベルアップを支援します。



【受付】

TEL: 03-6265-1686 (平日 9:30~18:00)

E-mail: mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ (平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】 TEL: 03-6265-1817

【柏法律事務所】 TEL: 04-7197-3401

【市川法律事務所】 TEL: 047-712-5100

【船橋法律事務所】 TEL: 047-407-4680

【津田沼法律事務所】 TEL: 047-409-6371

【千葉法律事務所】 TEL: 043-301-6761

【成田法律事務所】 TEL: 0476-20-3031

【かしま法律事務所】 TEL: 0299-85-3350

遺産分割調停中に特別代理人の選任が必要となった相続事例

ご依頼者	Xさん
ご依頼者の配偶者	Vさん
ご依頼者のお子様	Wさん
相手方	Yさん
被相続人	Aさん
解決方法	調停
解決までに要した期間	1年

●本件の事実関係

Xさん、Vさん及びWさんは、Aさんと一緒に暮らしていました。Aさんが亡くなったため、XさんとYさんで遺産分割をすることになりました。しかし、遺産分割が完了する前に、Xさんが亡くなってしまいました。なお、Xさんの相続人は他にもいましたが、事例を単純化するため、省略しています。

●ご相談のきっかけ

XさんとYさんは、当初より言い分が異なり、全く話し合いになりませんでしたので、当事者での協議は早々に断念し、当事務所にご相談に來られました。

●解決までの流れ

Aさんの主な遺産は、預金と自宅でした。自宅にはXさんが居住しており、Yさんも取得は希望していませんでしたので、Xさんが取得することは争いがありませんでした。しかし、XさんとAさんが同居する際の条件について、双方の主張が真っ向から対立し、全く話し合いができませんでした。

双方代理人が就任していましたが、Yさんの代理人が交渉での解決を断念し、調停を申し立てました。ところが、調停手続き中、Xさんは亡くなってしまいました。調停の当事者が死亡した場合、調停は中断し、相続人が承継します。突然のことでVさんも大変でしたので、四十九日の法要等が終わり、一段落するまで、裁判所には承継の手続きを待ってもらっていました。

その後、Xさんの法要等が落ち着いたところで、Vさんから手

続きの承継を申し立てました。当時、Wさんは未成年でしたが、Vさんも当事者であったため、親権者として手続きを代理することができず、特別代理人の選任が必要でした。特別代理人は、親族の方をお願いすることが多いのですが、Vさんには、手続きを任せられる親族の方がいなかったため、私が特別代理人に就任してくれる弁護士を探しました。

VさんはYさんとの争いに積極的ではなく、YさんもXさんが亡くなったことにショックを受け、これまでの主張がトーンダウンしたため、調停外での交渉が進められるようになりました。Wさんは、特別代理人が就任しておりましたので、法定相続分を取得できるように配慮しなければなりませんでした。結果、調停再開前に交渉がまとまり、再開後1回目の期日で調停成立となりました。

生前、Xさんが希望していた遺産の取得ができたため、VさんやWさんにもご満足いただけました。



【千葉法律事務所】

所属弁護士：今井 浩統（いまい ひろのり）

プロフィール

東北大学法学部卒業、早稲田大学法務研究科修了後、弁護士登録（千葉県弁護士会）。主に、交通事故、労災事故、債務整理、過払い金回収、相続、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に、多くの方の法律トラブルをしっかりと手助けできるような活動を行う。趣味はソフトテニス、ゴルフ、アコースティックギター、ドライブ、好きな言葉は「どんなことでも楽しまなくては損」。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで、各地域で対応しています。相続に関する相談件数は、年間200件を超える実績*がごございます。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

*2022年1月1日～12月31日

🏛️ 取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

編集後記

昨年10月から国際宇宙ステーションに約5ヶ月間滞在していた若田光一さんが先月地球に帰還されました。関連ニュースを見ていたところ、宇宙生活での課題や困りごとをまとめた「Space Life Story Book」という資料の中に、宇宙飛行士のリアルなコメントが載っていましたので少しご紹介を。

「無重力での運動時は汗が垂れなくて表面張力で汗が張り付いて不愉快だった」「地上に戻ってきた時はバランス感覚がなくなっているの、ちょっとした動作、意外な動作が不便になった。最後まで時間がかかったのは車に乗り込むという動作だった。」「物をよく失くす。重力が無いので上手くまとめていても開けるときの変な力が加わるとびっくり箱みたいにモノが飛び出してしてしまう。落ちないというのはマインドセットを変えないといけない。」「自然や季節感が恋しくなる。小鳥のさえずりや水の流れる音、雷の音でさえも癒しになる。」「地球に帰ってきて方向や強さが一定ではない風が気持ちよくて感動した。」など、メンタル系から行動・身体、住環境にいたるまで様々なコメントがありました。

他方で、宇宙飛行士が声を揃えて言うのが「宇宙での寝心地は地上よりも快適」であるとのこと。どこにも圧力を感じない最高の睡眠というのを我々も一度は感じてみたいものです。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30～18:00）

【東京法律事務所】TEL:03-6265-1817

【柏法律事務所】TEL:04-7197-3401

【市川法律事務所】TEL:047-712-5100

【船橋法律事務所】TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】TEL:0299-85-3350